外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である濱田徹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月五日

群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目一番一号

SANYO Automedia Sdn. Bhd.

日本における代表者　濱田　徹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である東福寺なおみ及び喜吉憲が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月五日

英領ヴァージン諸島、トートラ、ロード・タウン、ピーオーボックス三四四四、ポートカリス・トラストネット・チェンバース

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

パシフィック・センチュリー・ジャパン・インベストメント・リミテッド

日本における代表者　東福寺なおみ

限定承認公告

本籍札幌市北区北三一条西五丁目一一八番地、最後の住所札幌市手稲区曙五条一丁目三番三一号　被相続人　亡　坂下　仁

右被相続人は平成二十三年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十四年三月六日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月五日

札幌市中央区大通西一〇丁目四番地南大通ビル三階さっぽろ法律事務所

相続財産管理人坂下美晴

代理人　弁護士　長坂　貴之

限定承認公告

本籍東京都江東区住吉一丁目四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金谷　ミツ

右被相続人は平成二十三年四月十八日死亡し、その相続人は平成二十四年三月九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月五日

東京都文京区音羽二―一一―一二―九〇五

限定承認者　小島　正子

（連絡先）東京都千代田区九段北四―三―三二　一口坂ＴＳビル二階

右代理人弁護士　齋藤　成俊

限定承認公告

本籍東京都八王子市元八王子町三丁目二七五〇番地八一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　廣岡アヤ子

右被相続人は平成二十三年六月十七日に死亡しその相続人は平成二十四年三月二十七日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月五日

東京都八王子市元八王子町三丁目二七五〇番地八一二　相続財産管理人　廣岡　守

限定承認公告

本籍佐賀県佐賀市大和町大字東山田四四六〇番地、最後の住所広島県広島市西区庚午北二丁目一八番二五号　増田アパート一〇一号　被相続人　亡　千々岩　昭

右被相続人は平成二十二年七月頃死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十七日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月五日

香川県高松市西の丸町六番一二号　ハーバービュー一〇〇五号

限定承認者　千々岩　宏

事業の一部譲渡に関する公告

当銀行は、平成二十三年十二月二十八日掲載の事業の一部譲渡に関する公告中、「一　譲渡の対象　日本におけるプライベート・バンク事業」の一部について、金融庁長官の認可等を条件として、平成二十四年六月二十九日（予定）に、左記のとおり譲受人を変更して譲渡することを決定いたしました。

この譲渡にご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

記

一　譲渡の対象

日本におけるプライベート・バンク事業の一部として行う投資信託受益権等に係る保護預り・振替等の管理事業

二　譲渡の相手方（譲受人）

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役　オリビエ・ティリエ

以上、銀行法第三十五条第一項に基づき公告いたします。

平成二十四年四月五日

東京都中央区日本橋三丁目一一番一号

香港上海銀行（ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド）

日本における代表者

ケーバー・マクリーン

代表特定社債権者における決定認可公告

ＳＣＧ１９特定目的会社が発行したＳＣＧ１９特定目的会社第一回物上担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」という。）の代表特定社債権者であるユーロハイポ・ジャパン株式会社が平成二十四年三月六日に行った左記決定について平成二十四年三月十六日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十四年（ヒ）第九十六号）がありましたので公告いたします。

記

一、本特定社債に係る社債要項を変更すること。

二、本特定社債に係るＴＲＵＳＴ　ＤＥＥＤ（以下「信託証書」という。）を合意解除し、これに替わる新たな信託証書等を締結することにより本特定社債の担保を変更すること。

平成二十四年四月五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ１９特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十四年四月二十日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却による余裕金を除く、固定資産減価償却費及び長期前払費用償却費、消費税の還付等により生じた余裕金（以下、「現金余裕金」という。）の範囲内で取締役が決定した額を本計画に係る業務の終了前に減少することを目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易原資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十四年五月二十一日以降に行う。

四、減少する優先資本金の額

金二千九百五十万円

五、消却する優先出資の種類

当社は、第一回優先出資及び第二回優先出資の二種類の優先出資を発行しており、第二回優先出資のみ消却の対象とする。

六、消却する優先出資の口数

五十九口（第二回優先出資につき五十九口）

七、消却の方法

全既発行の第二回優先出資社員の保有する第二回優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五十万円で有償消却を行う。

八、消却に要する金額

金二千九百五十万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

第二回優先出資

平成二十四年四月五日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

特定目的会社エスパス2号

取締役　福永　隆明

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一五	一	一一～一二	最後の住所申立人の住所に同じ	最後の住所熊本市十禅寺一丁目4番30―205号
〃	〃	〃	公示催告期間満了日平成24年3月26日	公示催告期間満了日平成24年6月28日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月五日付第七九号六四ページ
三日付衆会第六号八八ページ

●同日付政府調達第六五号　一二ページ●二月二十

ージ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）